

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成24年度 第3回 高松市景観審議会
開 催 日 時	平成24年10月9日（火） 10時00分～11時30分
開 催 場 所	高松市役所 11階 114会議室
議 題	(1) 高松市屋外広告物条例の改正に向けて (2) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	—
出 席 委 員	井上 雅子, 牛山 泰博, 浦 篤正, 杉本 三枝, 増田 拓朗, 松島 学 , 渡辺 裕之, 坂本 信孝, 高橋 涼 , 大西 泰史, 川東 祥次, 鈴木 敦子, 原内 純治, 山地 一敏
欠 席 委 員	橋田 行子, 吉岡 和子
オブザーバー	—
傍 聴 者	—
担当課および 連 絡 先	都市整備局 都市計画課 Tel 839-2455 Fax 839-2452

### 会議経過および会議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

次のとおり、審議会を開催した。

(1) 高松市屋外広告物条例の改正に向けて  
事務局より説明

(2) その他  
見直し（素案）について、参考意見を募集する旨を確認した。

### 審議経過

（会長）	事務局からの説明を受け、規制・誘導の見直し（素案）に関して、委員の皆さんの意見をお願いしたい。
（委員）	主要な交差点内の一般広告物を禁止することは、市内の人にとって大きな問題はないと思うが、市外から来る人にとっては案内が少なく辛いかもかもしれない。

	<p>ただし、このような規制は厳しめにしておいたほうが良いと感じる。</p>
(会長)	<p>商業地域については、賑わいの創出も必要であるため、主要な交差点内に案内用の広告物を設置できないというのは厳しいと感じるが。</p>
(委員)	<p>屋上広告物の派手なものについては、特に禁止した方がよいと考えている。看板で競うのではなく、建物の質で競い合ってほしい。</p>
(委員)	<p>案内用の広告物は良いが、それ以外が悪いという論理が分かりにくい。</p> <p>案内用が良いというルールになれば、小さな案内用の広告物が交差点内に多数乱立し、事故を誘発する恐れがある。</p> <p>広告の業者は常に抜け道を考える。例えば、建物を下に作れば広告物を設置できるということで、下に倉庫を作ったりする抜け道はすぐに考え付く。</p> <p>中央通り等のビジネス街については、企業が集まっているため、交差点内の広告物が禁止されたところで、大きな影響はないと考えられる。ただし、フェリー通りなどの活気のある通りは別問題であると思う。中央通りとフェリー通りでは、面している建物の規模や用途も異なるので、規制内容を変えたほうがよいのではないか。</p>
(委員)	<p>案内用看板については、1ヶ所にまとめて掲示できるような方法はないか。交差点から少し外れた場所で、ここを見ればどこに行けばよいか分かるような。</p>
(委員)	<p>今回は「美しいまち」を目指すという前提の下、計画案が作成されている。後々、今の担当者や審議会のメンバーがいなくなっても納得できるような明快な案を作っておく必要がある。</p> <p>パブリックコメントで、いつも膨大な資料を提示しているが、意見集約件数はいつも少なく、もったいないように感じる。</p> <p>市のケーブルテレビで「お散歩紀行」という番組があるが、そうした映像を活用して、建築物や景観の状況をチェックするなど、費用があまりかからない確認はできないものか。</p>
(会長)	<p>パブリックコメントの意見が少ないという話があったが、例えば住民の代表の方にヒアリングするなどの手法を提案しているところである。</p>
(委員)	<p>交差点の規制について、そもそも大きな交差点の手前は、車線変更をしてはいけない場合が多い。ここに案内用広告物を置かれると、違反を誘導しかねないと考えられるので、この規制には賛成である。</p> <p>案内用広告物については、案内の内容とともに面積や件数も規制しているため、何十件も交差点に乱立するというにはならないと考えられる。交差点の手前で車線変更が可能な場所であれば、案内を出す場所として一番有効である。</p> <p>既存不適格については、6年に限っては認める代わりに、補償はしないという妥協案のような考え方である。</p>

(事務局)	案内用の広告物については、1事業所あたりの設置件数(4件まで)と、看板間の離隔距離(5m以上)を許可基準に定め、広告物が乱立することのないよう配慮している。
(委員)	<p>交差点に入ってから標識があると危ないので、もう少し手前から案内内容を知りたいと思う。また、高松市内の公の交通標識も大変分かりにくいので、もっと分かりやすくする工夫はできないものか。</p> <p>栗林公園の景観形成に携わってきたため、栗林公園から見える広告物を規制しようというルールはありがたく、是非やってもらいたい。</p> <p>また、栗林公園の周辺についても、栗林公園に近づいてきたなという雰囲気にして、公園と一体的に考えると、更に良い景観になるかなと思う。</p>
(会長)	栗林公園の周辺は公園の導入部としてのゆとりが感じられないため、これからも時間をかけてルールを考えていかなければならないと思う。
(委員)	<p>車社会ではないヨーロッパでは交差点を綺麗にできると思うが、高松市は、車がないとどこにも行けないようなまちである。交差点にサイン看板や一般広告物が出ているのは意味があるのだと常々思う。車で止まって、色んなものが見えるというのは車社会の宿命でもある。全て除くというのは簡単であるが、その代替措置を考えていかなければならない。例えば、非常にデザインされた「統一広告塔」のようなものを建ててあげて、面積を分割して色んな方々に貸し出すなど。規制だけ行うよりも、まちにとって発展性が見込め、美しいまちとなるのではないか。</p> <p>用途地域によって屋外広告物の規制内容を変えようということであるが、それは難しいと思う。商業地域といってもビジネス街なども含まれている。もう少し細かく区分して規制しなければ、計画性がないように感じる。</p> <p>私たちがこのような審議会場でルールを決めているが、決めた後はどうなるのかということについては、市の責任が非常に大きくなる。今後まちづくりを行っていく上で、規制だけではなく、デザインを積極的・戦略的にリードしていく課を設置してほしい。そういうものがない限り、今一生懸命議論しても、元の木阿弥となって終わってしまうような気がする。</p>
(委員)	<p>この審議会に参加してから、建物の色や交差点の看板が気になるようになった。</p> <p>10年後には建物の色や看板についても規制がきちんとなされて、美しいまちができていないのではないかと気がしている。</p> <p>ただ、資料が一般市民にとって難しく、全体像が見えにくい。説明会では2・3枚で分かりやすく、個々の利害関係も明確に示してある資料を作ってもらいたい。</p>
(委員)	<p>屋外広告物は地域の経済を支える重要な要素である。規制すべきところとそうでないところを区別するのが大事と考える。</p> <p>用途地域に照らし合わせて規制を考えるというのは良いと思うが、商業地域、近隣商業地域、準工業地域は、都市計画の上でも、大規模な商業施設も立地が可能な地域となっているので、これらの地域ではいきなり厳しくせず、メリハリを付けたルールとしたほうが、</p>

	<p>将来の美しいまちづくりにつながっていくのではないかと。</p> <p>例えば、あるコンビニエンスストアであれば水色・白と細い赤のラインを使用しているが、あの赤は良いアクセントになっている。原色を使ってはならないというのではなく、使用可能な割合を規定してあげて考えたほうがよい。</p> <p>(委員) 基準を考えていく上で、中核市の平均値をもってくるというのは、市民の方に説明するのも説得性があるのではないかと考える。</p> <p>規制の網のかけ方として、交差点はドライバーの事故防止や景観の観点からも、ある程度厳しく進めていかなければならないと思う。</p> <p>ただ、まちの様相を考えると、雑多で活性化に寄与するような広告物が、まちの顔としてあってもよいのではないかと。土地利用に応じて一律に適用していくことについては、まだ検討の余地があるかと思う。</p> <p>(委員) 中核都市の平均ということであれば、このような内容で納得できる。</p> <p>猶予期間が6年間というのは長いという印象を受ける。交差点については、美観よりも安全性を大切にしたいと思う。</p> <p>(委員) 広告物は視認性が良いものほど、商品価値が高い。看板業者も商売としてやっているのだから、建てるためには知恵を使っている。</p> <p>洋服屋や電気屋等の大型店舗では、建物自体が看板化しているものがあるので、それらの規制は必要である。また、屋上広告物を規制するのは賛成である。</p> <p>小さい看板については、場所にもよるが基本的に認めてほしいと思う。</p> <p>色の問題は、カッティングシートなどでいい色のものは認めてほしいが、建てる場所についての規制はやはり必要であると思う。</p> <p>(委員) 今回は美しいまちづくりが目標ということであるが、写真にあるような飲料会社の看板を除けた場合に、本当にまちが美しくなるのか。看板がなくなると、後ろのビルが見えてくると思うが、それが本当に美しいのかは考えなければならない。</p> <p>商業地域については、ビジネス街であればある程度落ち着いて統一感のある雰囲気マッチするが、商店街は雑然とした雰囲気が魅力ということもあるので、もう少し細かく分けて規制する方法もあるかを感じる。</p> <p>マンセル値については、使用してもよい割合が1/2以下になるということなので、徐々に落ち着いた雰囲気になっていくかと思う。</p> <p>ルールを作った後に実効力を担保できるかということが一番大切な部分である。ルールを守らない人が抜け道になるようでは駄目なので、しっかりやってほしい。</p> <p>(委員) 広告物は安全性の観点から見たときに問題はないのか。香川県では非常に事故が多いのが気になる。</p> <p>最近、風の影響で看板が転倒する事故が相次いでいる。看板の構造的な部分についての検討も必要ではないか。</p>
--	---

<p>(事務局)</p>	<p>広告物については、建築基準法の中に規定があり、高さが4 mを超えるものについては確認申請が必要となっている。高さ4 m以下のものは必要ないが、担当で基礎の図面等をいただき、チェックを行っている。</p>
<p>(委員)</p>	<p>説明会では、目に見える部分だけでなく、目に見えない根っこの部分についても念入りに説明をしてほしい。</p>
<p>(委員)</p>	<p>屋島会議に参加させていただいているが、屋島の活性化についての大切な議論を行っている。その中で、景観条例と並行して考えていかなければならないという骨子案が出ている。屋島は頂上からの見晴しが良いという面と、屋島自体の姿を美しく残そうという2つの観点から検討が行われている。</p> <p>屋島自体を美しく見せるという時に、規制図のグレーで塗られている部分の西町・中町・東町の景観が美しくない。建築物・屋外広告物両方に言えることであるが、色彩については、計画性を持って、この色を使いなさいというような推奨色を定めてはどうかと思うので、検討願いたい。</p>
<p>(会長)</p>	<p>屋島についても、栗林公園周辺と同様に考えていかなければならないと思うので、もう少し時間をかけた検討が必要である。</p>